

1 対応方針

人件費や物価の変動に対応できるよう指定管理者制度の運用を見直すこととし、令和7年度に指定管理者を選定する施設から順次導入する。

2 見直しの概要

・指定管理者の特性や管理運営経費※の規模を考慮し、以下の2方式とする。

※管理運営経費：人件費、物件費等指定管理に必要となる費用の合計。以下「経費」という。

(1) スライド方式

- ・毎年度、経費を積算し直し、**当初設計額との差額のうち一定額**（イメージ図①・②参照）**を変動させるスライド方式**を導入。

(2) 上乗せ方式

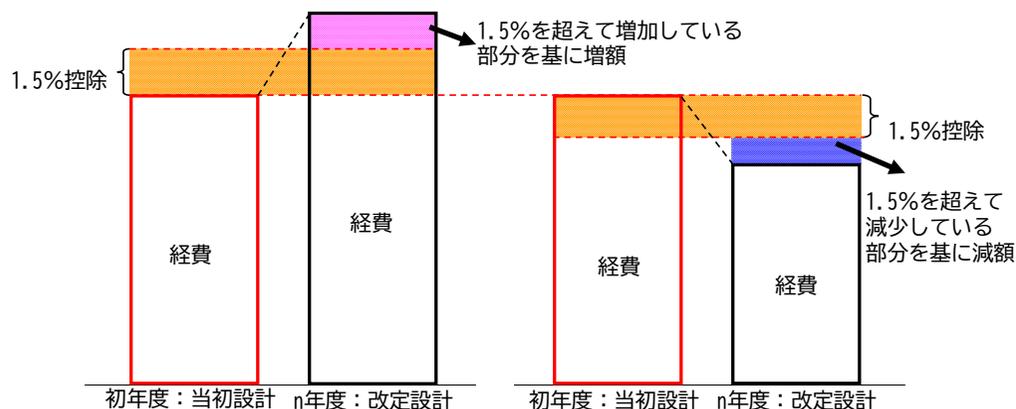
- ・**地域密着型施設**及び**小規模施設**は、選定時における**年間の経費にあらかじめ一定の額を上乗せ**して債務負担行為を設定する**上乗せ方式**を導入。

地域密着型施設：地域コミセン（76施設）、老人憩の家（127施設）等
小規模施設：高齢者技能習得センター

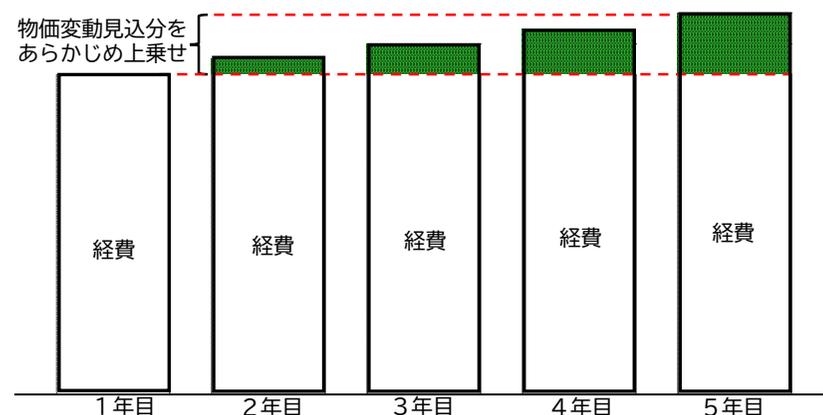
●イメージ図

【物価上昇時】

【物価下落時】



●イメージ図



- ① ランク別人件費単価表や企業向けサービス価格指数の伸びを反映した設計額を毎年度積算し、当初設計額と比較のうえ、増（減）額を算定。
- ② ①で求めた額から、当初設計額の1.5%分を控除。
- ③ 指定時の削減率※を乗じて、当該年度のスライド額を算定し、指定管理者からの申し出に基づき指定管理料の増額を実施。（物価下落時は減額）

※削減率：指定管理者選定時の基準価格に対する指定管理者提案額の割合

- ・積算した経費に、企業向けサービス価格指数を基に算定した2年目以降に見込まれる物価変動の増加分を反映して債務負担行為を設定。

3 その他

経済情勢等を考慮し、上記見直しの導入前の施設についても、令和7年度以降次回選定までの間、一定の対応を行う。

1 制度導入の経緯等

- 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として平成15年6月の地方自治法の改正により創設され、従来の管理委託制度から移行。
- 本市における公の施設については、平成17年度から制度導入を進めてきた。

【指定管理者制度導入施設】

- ・平成17年時点 8施設(公募:3施設、非公募:5施設)
- ・令和6年時点 420施設(公募:206施設、非公募:214施設)

2 制度導入の効果

- 魅力的な自主事業や広報による利用者の増加、施設設備の不具合への速やかな対応等民間の能力を生かした施設運営を行うことで、利用者の利便性の向上、施設の効果的・効率的な管理運営につながっている。
- 従前の管理委託制度又は直営の経費と比較すると、指定管理者制度導入により一定の経費の節減効果が出ている。

3 これまでの対応等

(1) 適切な基準価格の積算

積算の基本的な考え方を示した上で、個々の施設の様々な態様等に対応。

- 例) 一般管理費の積算開始
管理職手当・職務の専門性等に応じた10%加算の新設

(2) 適切な指定期間の設定

施設の設置目的、性格等を考慮した柔軟な対応ができるよう、事業の安定性の向上、経費削減効果、事務の効率化の観点から適宜指定期間を見直し(現在3年~5年)。

(3) 利用料金制度の導入

指定管理者のインセンティブを高め、住民サービス向上を図るため、利用料金制度を導入するとともに、利益還元の仕組みを構築。

(4) サービス水準の維持

仕様書、協定書及び指定管理者の事業計画書に基づくサービス水準(施設の管理業務や企画事業実施の内容等)を維持するための体制を整備。

- 例) モニタリング制度・管理運営評価制度の導入
年2回以上の現地における業務遂行確認の義務付け

(5) 予算計上時期の適正化

民間事業者等に十分な申請期間を設けるため、債務負担行為の設定時期を見直し。

- 例) 債務負担行為の設定時期 第四回定例会⇒第二回定例会

(6) その他

災害時の指定管理者の役割の明確化・非公募施設の種類の追加・燃料光熱水費に係るリスク分担の見直し